



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報（2025. 4 - 5）



Vol. **73**

July 2025

会計・開示情報 (2025.4-5)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
になれます。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2025年4月号

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

【公開草案】

1 「期中財務諸表に関する会計基準 (案)」等の公表

ASBJは2025年4月23日に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準 (案)」等 (以下「本公開草案」という) を公表しました。

本公開草案は、中間財務諸表と四半期財務諸表の会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等を開発することを提案するものです。

本公開草案では、基本的に従来の中間財務諸表と四半期財務諸表に関する取扱いを引き継ぐほか、企業の報告の頻度 (年次、半期、または四半期) によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用しています。これに伴い、期中財務諸表の有価証券の減損処理と棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、洗替法を原則とすること等が提案されています。

本公開草案は、最終化された会計基準等の公表後、最初に到来する年の4月1日以降開始する年度の最初の期中会計期間からの適用とし、早期適用は定めないことが提案されています。また、経過措置として、本会計基準案等の定めに従い会計方針を変更する場合、新た

な会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することが提案されています。

なお、本公開草案に対するコメントの募集は2025年6月30日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説 (2025年5月16日)

【Information】

1 有価証券報告書の作成要領 (サステナビリティ関連財務開示編) の公表

SSBJ及び財務会計基準機構は、サステナビリティ開示基準 (以下「SSBJ基準」という) に基づく開示を検討するにあたり参考にできるよう、「有価証券報告書の作成要領 (サステナビリティ関連財務開示編)」を公表しました。

当該作成要領は、財務会計基準機構が発行する「有価証券報告書の作成要領」(2025年3月期提出用) の分冊であり、双方を合わせて利用することが想定されています。

2 2025年4月SSBJハンドブックの公表

SSBJは、SSBJ基準を利用する関係者のニーズが高い論点に関して、SSBJ事務局が作成する解説資料を「SSBJハンドブック」として随時公表することとしています。当該ハンドブックは、SSBJの審議を経ず

に公表され、SSBJ基準を構成しないため、その内容に従わない場合であってもSSBJ基準に準拠している旨を表明することができるとされています。

SSBJ事務局は、2025年4月30日に、以下のSSBJハンドブックを公表しました。

- サステナビリティ開示基準で要求する情報の相互参照が認められる場合
- 当報告期間中に企業結合が生じた場合のサステナビリティ関連財務情報の開示
- 財務的影響の開示の対象となるサステナビリティ関連のリスク及び機会
- 財務的影響の開示と財務諸表との関係
- 財務的影響に関する定量的情報の開示が免除される場合
- 地球温暖化係数

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

【Information】

- 1 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）

金融庁は、2025年4月1日に、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）」を公表しました。

2024年度（令和6年度）の審査結果では、サステナビリティに関する考え方及び取組（ガバナンス、リスク管理、戦略並びに指標及び目標、人的資本、参照方式）、従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等（コーポレート・ガバナンスの概要、内部監査の状況、政策保有株式）において、前年度の審査結果と同様の課題が識別されています。

2025年度（令和7年度）の法令改正等関係審査及び重点テーマ審査の対象は次のとおりです。

（法令改正等関係審査）

- (1) 重要な契約等の開示

- (2) 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示
- (3) 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲
- (4) 株主総会前の適切な情報提供

（重点テーマ審査）

- (1) サステナビリティに関する企業の取組の開示
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）

あずさ監査法人解説資料：

ポイント解説（2025年4月15日）

経済産業省（METI）

【Information】

- 1 「『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則」、『『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス』の公表

経済産業省は2025年4月30日、「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会（座長：神田秀樹 東京大学名誉教授。会議は非公開）における議論を踏まえ、『『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則』、『『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス』を公表しました。

『『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則』では、「稼ぐ力」の強化に向けた企業経営を行ううえで、取締役会が踏まえるべき内容を、経営陣がとるべき行動と対比する形で整理されています。また、『『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス』では、各企業において「稼ぐ力」を強化するためのコーポレートガバナンスの取組を進めるにあたり、前提となる考え方、取組の進め方、検討ポイント・取組例及び企業事例が提示されています。

欧州委員会（EC）

【法令】

- 1 「CSRD等の適用延期に関する指令」

2025年4月号

EUでは、CSRD及びCSDDDの適用延期に関する指令（DIRECTIVE (EU) 2025/794）が2025年4月16日に官報に掲載され、各EU加盟国は2025年12月末までに同指令を国内法制化することが求められています。

KPMG関連資料：

オムニバス法案の解説記事「EU releases Omnibus proposals」

国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会（委員会）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

【公開草案】

1 ISSB、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正（IFRS S2号の修正案）」を公表

ISSBは、2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正（IFRS S2号の修正案）」を公表しました。

本公開草案は、温室効果ガス排出（以下「GHG排出」という）の測定・開示に対する実務上の課題に対処するためにIFRS S2号「気候関連開示」を改正し、開示要求の一部免除や明確化を行うことを提案するものです。

本公開草案では、GHG排出の測定・開示に関して以下が提案されています。

- ① スコープ3カテゴリー15の測定・開示対象をファイナンスド・エミッションの一部に限定するとともに、デリバティブに関する排出の開示をしないことを容認
- ② ファイナンスド・エミッションの開示における産業別分類において、一定の要件を満たす場合、世界産業分類基準(GICS) 以外の分類基準も利用することを容認
- ③ 法域の当局または取引所によって報告企業グループの一部のみに対してGHGプロトコル以外のGHG排出の測定方法の利用が要求されている場合でも、GHGプロトコル以外の方法が利用可能であることを明確化
- ④ 法域の当局または取引所によって最新の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) 評価とは異なる地球温暖化係数を利用する場合、当該係数を利用することを容認

なお、本公開草案に対するコメントの募集は2025年6月27日に締め切られています。ISSBは、2025年後半に寄せられたコメントを検討後、可能な限り早期に改訂後の基準を適用可能とすることを予定し

ています。

あずさ監査法人解説資料：

ポイント解説（2025年5月14日）

米国財務会計基準審議会（FASB）

【公開草案】

1 ASU案「債務—条件変更及び消滅（サブトピック470-50）及び負債—負債の消滅（サブトピック405-20）：債務の交換の会計」

FASBは、2025年4月に、新たな債務の発行と既存の債務の決済が同時に行われる負債性金融商品の交換取引が一定の要求事項を満たす場合、債務者は既存の債務の条件変更ではなく、新たな債務の発行と既存の債務の消滅があったものとして会計処理するように改めることを提案するASU案を公表しました。

現行の会計基準では、企業が自ら発行する債務について条件変更や交換を行った場合、既存の債務の条件変更として会計処理するか、新たな債務の発行と既存の債務の消滅として会計処理するかを、既存の債務と新たな債務が「かなり異なる（substantially different）」契約条件を有するかどうかに基づき決定する必要がありました。

本ASU案は、企業が新たな債務の発行を行うとともに既存の債務の決済を行い、これに関連して同一の債務者と債権者の間で現金の授受が同時に行われる取引については、新たな債務の債権者が複数存在し、かつ以下の2つの条件を満たす場合、新たな債務の発行と既存の債務の消滅として会計処理するように会計基準を修正することを提案しています。

- 既存の債務が契約条件に従って返済されている（償還されている）か、市場条件で買い戻されている
- 新たな債務が発行者の通常のマーケティング・プロセスに従って市場条件で発行されている

仮に、新たな債務の債務者が1名しかいないか、または債務の交換取引が上記の要件を満たさない場合、現行の定めがそのまま適用されます。

本ASU案は、適用開始日以降の負債性金融商品の交換取引について将来に向かって適用することが提案され、早期適用も認められています。なお、本ASU案に基づく改訂の発効日は本ASU案に寄せられたコメントを踏まえて決定されます。

なお、本ASU案に対するコメントの募集は2025年5月30日に締め切られています。

2025年5月号

企業会計基準委員会（ASBJ）、 日本公認会計士協会（JICPA） 及びサステナビリティ基準委員会 （SSBJ）

【Information】

1

SSBJ:2025年5月SSBJハンドブックの公表

SSBJは、2025年5月30日に、SSBJ基準を利用する関係者のニーズが高い論点に関して、SSBJ事務局が作成する解説資料をSSBJハンドブックとして随時公表することとしています。SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表され、SSBJ基準を構成するものではありません。このため、仮にその内容に従わない場合であってもSSBJ基準に準拠している旨を表明することができるという位置付けとされています。

SSBJ事務局は、2025年5月30日に、以下6つのSSBJハンドブックを公表しました。

- 商業上の機密事項に該当し開示しないことができる場合
- 「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」におけるガイダンスの情報源と「識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別」におけるガイダンスの情報源の比較
- 参照し、その適用可能性を考慮しなければならない場合の具体的な対応
- 比較情報を更新するかどうかの判断
- サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る「時間軸」に関する開示
- 産業別の指標

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

欧州委員会（EC）

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会（IASB）、 IFRS解釈指針委員会（委員会） 及び国際サステナビリティ基準 審議会（ISSB）

【Information】

1

ISSB:GHG排出に係る開示要求事項に関する教育文書の公表

ISSBは、2025年5月29日に、IFRS S2号「気候関連開示」の温室効果ガス排出（以下、「GHG排出」という）に関する開示要求事項についての教育文書（以下、「本教育文書」という）を公表しました。

本教育文書は、GHG排出に係るIFRS S2号の開示要求について、Q&A形式により解説するものであり、以下に関する質問及び回答が含まれています。

- GHG排出に関する要求事項の背景と根拠
- IFRS S2号の要求事項に含まれるGHGプロトコルの使用
- GHG排出に関する要求事項に係る特定の局面

本教育文書は、IFRS S2号の要求事項を追加又は修正するものではありません。

米国財務会計基準審議会 （FASB）

【最終基準（会計基準更新書（Accounting standards update; ASU））】

1

ASU第2025-03号「企業結合（トピック805）及び連結（トピック810）：変動持分事業体の取得における会計上の取得企業の決定」

FASBは、2025年5月に、法的な被取得企業が変動持分事業体（VIE）である場合の一部の企業結合における会計上の取得企業の決定に

2025年5月号

関する規定を変更し、VIE以外の企業の取得の際の規定と一致させるASUを公表しました。現行の規定では、VIEの取得を伴う企業結合においては、VIEの主たる受益者が常に会計上の取得企業であると考えられています。このため、VIEの取得を伴う企業結合（SPACを利用した取引を含む）を逆取得として会計処理することはできず、VIEを取得する場合とVIE以外の企業を取得する場合では、会計処理に不整合が生じていました。

本ASUでは、主に株式交換などの持分（equity interest）の交換により、事業の定義を満たすVIEを取得する場合、サブトピック805-10の一般的なガイダンスを考慮して、会計上の取得企業を決定することが要求されます。他方、主に持分の交換以外の方法でVIEを取得する場合に主たる受益者を常に会計上の取得企業とする定めについては、変更されていません。これにより、VIEを取得する企業結合（SPACが取得企業である取引を含む）が主として持分の交換により行われる場合、今後は検討結果次第では「逆取得」として会計処理されることになります。

本ASUは、すべての企業について、2026年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中報告期間から、適用開始日以降の取得に対して将来に向けて適用されます（早期適用可）。

KPMG関連資料：

Defining Issues（英語）

2

ASU第2025-04号「株式報酬（トピック718）及び顧客との契約から生じる収益（トピック606）：顧客に支払われる株式に基づく対価に関する明確化」②

FASBは、2025年5月に、企業の財・サービスを購入するインセンティブを顧客に対して株式に基づく対価で支払う場合に関する定めを改善し、実務上の多様性を軽減することを意図したASUを公表しました。顧客に対して支払われる株式に基づく対価は、原則として、その付与日の公正価値が顧客との契約から生じる収益の減額として会計処理されます。本ASUでは、主に下記の3点についてガイダンスが改訂され、収益の減額に関連する定めが変更されています

- 株式に基づく対価の権利確定条件のうち、業績条件（performance condition）の定義を拡大し、将来期間における一定量もしくは一定金額の購入が業績条件に該当することを明確化
- 顧客に付与された株式に基づく対価の失効に関する会計方針の選択を廃止し、企業に予想される失効を常に見積もることを要求
- トピック606の変動対価に関する制限（認識した収益の重要な戻入が発生しない可能性が高い範囲内に変動対価の見積りを限定）が、トピック718に基づき測定及び分類される顧客に支払われる株式に基づく対価に対しては適用されないことを明確化

本ASUは、すべての企業について2026年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中報告期間から適用されます。適用に際しては、完全遡及又は修正遡及アプローチの選択が認められています。完全

遡及アプローチでは、結果が判明している場合には、適用開始日時点における業績条件や勤務条件の達成状況を考慮することが要求されています。結果が判明していない場合には、適用開始日時点において、事後的判断を使用して各条件の達成状況を見積もります。

財務諸表が公表されていない年度及び期中財務諸表について早期適用が認められていますが、本ASUを期中報告期間から早期適用する場合、期中報告期間が含まれる事業年度の期首から適用することが求められます。

KPMG関連資料：

Defining Issues（英語）

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html>

IFRS会計基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html>

修正国際基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html>

米国基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
井口 崇

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMGジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。